

令和2年4月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について  
(改定(その2))

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

同通知は、令和2年4月16日付でご案内申し上げました「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について(改定)」の内容が改定されたことを周知するものです。

本改定により、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、消毒効果が十分に得られるよう、エタノール濃度が原則70～83v.o.l%の範囲内であることとされておりますが、新型コロナウイルスに対し、60v.o.l%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70v.o.l%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用として、60v.o.l%台のエタノールを使用しても差し支えないことが追記されております。

貴会におかれましても、本件をご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

同通知に基づく対応は、感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的なものであり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚労省より、その旨が連絡されますことを申し添えます。

【日医通知文書掲載ページ】

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】

大阪府医師会  
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)  
地域医療2課 (TEL:06-6763-7002)  
総務課 (TEL:06-6763-7000)